

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から58年3月まで
私は、申立期間当時、A市に住んでおり、生活保護を受けていた。申立期間が法定免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市に居住し、生活保護を受けていたとしているところ、i) オンライン記録によると、昭和49年7月から申立期間直前の51年9月までの期間及び申立期間直後の58年4月から62年9月までの期間は、生活保護受給者であることを理由とした法定免除期間とされていることが確認できること、ii) 公簿によると申立人は、51年7月3日にB町からA市に住所変更していることが確認できる上、住所変更後も申立人は、生活は困窮しており生活環境に大きな変化は無かったとしていること、iii) 申立期間のうち、55年6月から56年7月までの期間において、申立人の長女、次女及び三女の診療に当たった医療機関から提出された「歯科診療録」の写しの上部余白に生活保護を示す記載があることから、申立人は申立期間当時、生活保護受給者であったものと推認できる。

また、申立人は申立期間の法定免除の届出について、「兄か、前の主人がやれることはやってくれた。」と述べているところ、申立人の兄及び元夫から当時の届出状況について聴取することができないものの、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年10月にB町において払い出されており、同町における生活保護の決定権を有するC県では「被保護者の年金加入状況等を調査、把握し、過去の生活保護期間について法定免除の手続がされていない場合は、法定免除の適用を受けるよう指導している。」と回答していることから、申立人についても法定免除の届出がなされたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

提出した給与明細書のとおり、昭和47年3月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（昭和47年3月分）及びA社の事業主の回答により、申立人は、同社に同年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和41年12月1日であると認められることから、当該期間に係る被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和41年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年11月1日まで

私は、昭和41年11月から43年1月末までA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、私の同社における被保険者資格の取得日は、42年11月1日となっており、申立期間については記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が昭和41年11月1日にA社に入社し、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、当初、回転式日付印で「41.12.1」と押されていた箇所を、二重線で取り消し、「42.11.1」に訂正されているにもかかわらず、

訂正後の資格取得日以前の日付である「42.10.1」の定時決定の記録は取り消されておらず、矛盾した記録状況となっていることが確認できるとともに、当該被保険者原票には、当該訂正を処理した日付及び訂正に係る事由等についての記載が無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている申立人の資格取得日は、当初の記録のまま昭和41年12月1日とされており、訂正処理はされていない。

さらに、日本年金機構B事務センターは、「当時の資格取得日の訂正に係る事務処理については、当時の事務処理要領等の資料が無く、資格取得日訂正の事務処理、健康保険厚生年金保険被保険者原票への記載方法等は不明である。申立人のA社における資格取得日については、当時の資料が無く、事業主から資格取得日の訂正に係る届出が提出されたかどうかも含めて不明であるが、健康保険厚生年金保険被保険者原票に訂正された資格取得日の日付印は誤って押した可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社における申立人の資格取得日について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、当初の記録どおり昭和41年12月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日訂正前の昭和41年12月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和41年11月1日から同年12月1日までの期間について、前述のとおり、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間の前後にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚は、「自分はA社に入社すると同時に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、ほかの複数の同僚からも、A社における勤務期間と厚生年金保険の記録は一致している旨証言が得られているところ、オンライン記録によれば、当該複数の同僚が入社したとする時期は、被保険者資格の取得時期と合致していることが認められる。

加えて、申立人及び複数の同僚が証言する当該期間当時のA社の従業員数と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる当該期間当時の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼ全ての従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日訂正前の昭和41年12月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和47年2月20日であると認められることから、申立期間の被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月20日から同年3月20日まで

昭和41年3月から52年3月まで継続してA社に勤務していた。支店間の転勤はあったが、退職したことも休職したこともなく、給与も受け取っていたにもかかわらず被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務（同社C支店から同社B支店に異動。）していたことが認められる。

また、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、A社B支店において昭和47年2月21日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が、「自分が働き始めた時には申立人は既にB支店で働いていた。」と証言していることから、申立人が申立期間において勤務していた適用事業所は、同社同支店であったことが認められる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社B支店における被保険者資格の取得日は、昭和47年3月20日と記録されているが、i)申立人（整理番号*）の後の同僚（整理番号*）の被保険者資格取得日は、同年2月21日と申立人の資格取得日より前の日付とされていること、ii)申立人の被保険者資格取得に係る手続日は、資格取得日（同年3月20日）より以前の同年3月16日とされていることなど、不自然な記録状況とな

っていることが確認できる。

加えて、A社B支店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の不自然な記録状況について、年金事務所は、「当時の詳細は不明であるが、処理状況から総合的に勘案すると、申立人の昭和47年3月20日の資格取得日は誤りである可能性が高く、本来、同年2月20日とすべきところを同年3月20日とした可能性が高いと思われる。」と回答しており、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和47年2月20日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年3月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案7186

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額（30万円）に相当する賞与が事業主により支給されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月29日

申立期間の賞与の記録が漏れている。給料支払明細書（賞与）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の運用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額（30万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る賞与の支給日については、申立人から提出された給料支払明細書（賞与）に記載が無く、申立人も記憶していないが、オンライン記録における申立人の過去6年間の冬季賞与に係る支給記録から、平成21年12月29日とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案7187

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円になっていることを知った。申立期間の源泉徴収簿及び給料台帳を提出するので、調査の上、標準報酬月額を59万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収簿及び給料台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が加入しているB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届及び加入員台帳によると、申立人の標準報酬月額は、平成7年10月の定時決定において59万円とされ、申立期間において59万円と記録されていることが確認できる。

さらに、B厚生年金基金は、「申立人の申立期間に係る算定基礎届は複写式の用紙を使用している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められる。

愛知厚生年金 事案7188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

A社から関連団体のB社に転籍した際に1か月の空白期間があるが、継続して勤務していた。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び関連団体であるB社の回答により、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に転籍。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社が「当社からB社への転籍時には、退職日を月末とし、厚生年金保険の資格喪失日は翌月の初日として届け出るのが通常の手続きであるので、申立期間については、当社が届出誤りを行ったものである。」と回答していることから、同社における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年6月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和58年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年12月まで

私は、昭和62年12月に職場を退職したので国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入後、知人たちと保険料の納付についてどうするかという会話をした覚えがある。役場に勤務していた方に「国民年金は延滞金も付かないし、納付していない人も多いよ。」とアドバイスされたこともあったが、私は、保険料を納付しなければならないと思っていたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については、昭和62年12月に職場を退職した際に行ったとしているが、国民年金記号番号払出簿、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得状況等によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月頃に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人に係る国民年金の加入手続は、昭和62年12月ではなく、平成3年3月頃に初めて行われたものとみられ、申立人が記憶する時期と相違している。

また、上記加入手続の際に、申立人に係る国民年金被保険者資格については、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年12月まで遡って取得する処理が行われたものとみられるため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったこととなり、保険料を現年度納付することができなかつた上、保険料の納付時効は2年であることから、上記加入手続時期において、申立期間は既に時効が成立しており、保険料を過年度納付することもできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料については、納付書で金融機関を通じ

て納付していたとしているものの、上記のとおり、加入手続前であり、かつ、時効が成立していたとみられる申立期間についての納付書が申立人に対して発行されていたとは推認し難いことから、申立人が申立期間当時及びその後に申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、A市の国民年金納付記録照会によると、申立期間の保険料については、オンライン記録と同様に未納とされ、申立期間直後の保険料については、遡って納付されていたことが確認できることから、申立人は、加入手続時点で納付することが可能であった時効成立前の保険料のみを納付していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年11月までの期間及び5年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から4年11月まで
② 平成5年4月から同年11月まで

申立期間当時の納付状況が納付済み、未納、納付済み、未納、納付済みとされている。申立期間当時は学生だったため、年金について関心は無く納付した際の状況などは覚えていないが、このような変な納め方をするとは思えないので納得できない。申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当初の申立ては、申立期間当時は学生でありA市に居住していたが、住民票は実家であるB市C区のままだったので、母親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたというものであった。しかし、聴取の過程において、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親（申立人の代理人）に、戸籍の附票により申立人の申立期間当時の住所はA市にあったことが確認できる旨を伝えると、それならば勘違いであったとして、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったのは申立人自身であったとするものに申立内容を変更するなど、その主張に一貫性が無く、申立人及びその母親の記憶は明確ではないと言わざるを得ない。

また、申立人に母親を通じて申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付について聴取しても、申立人は、申立期間当時は学生で仕送りをしてもらっていたので、自身は国民年金には関知していないとするのみで具体的な証言を得ることができず、これらの詳細は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録に

おける加入状況によれば、申立人の国民年金の加入手続は平成3年5月頃に行われたものとみられ、学生が強制加入対象者となった同年4月から被保険者資格を取得していることから、申立期間①及び②の保険料を納付することは可能であり、申立期間①及び②前後の期間の保険料については納付済みである。しかしながら、前述のとおり、申立人は申立期間を含め当時の保険料納付に関する記憶は明確ではなく、具体的な証言を得られない上、オンライン記録によると、申立期間①直後である4年12月から5年3月までの期間及び申立期間②直後である同年12月から6年3月までの期間については、共に過年度納付により遡って保険料を納付していることが確認でき、保険料納付に遅れがあったことがうかがえることなどからも、申立人の納付状況をもって、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと推認することまではできない。

加えて、A市の申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から63年10月まで

昭和60年11月に会社を退職したことを契機に、加入時期や加入場所は覚えていないが母親が国民年金加入手続を行ったと思う。

その後、昭和62年12月の婚姻時に妻がA市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、職員から国民健康保険料と国民年金保険料の未納が60万円ほどあると言われ、以後分割で納付するという事で同市の職員が毎月集金に来ており、平成2年春頃には申立期間の保険料を全て完納していたと思う。

妻が国民健康保険料と国民年金保険料を合わせて60万円ほど納付したのは確かなので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年11月に会社を退職したことを契機に、母親が国民年金加入手続を行い、保険料については、62年12月の婚姻時にA市役所職員から未納があると言われたので、これを分割して妻が毎月集金に来ていた同市役所の職員に納付し、平成2年春頃には申立期間の保険料を完納したと思うとしている。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ったと思うとしている母親は加入手続を行った時期及び場所については分からないとしていることから、加入手続の状況の詳細は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入手続は平成元年1月に行われ、この手続の際に昭和57年8月から58年8月までの期間及び申立期間である60年11月から63年10月までの期間を遡って国民年金

被保険者期間とする処理が行われたものとみられる。このため、上記加入手続が行われるまで申立人は国民年金に未加入であったこととなり、妻が婚姻時（62年12月）から申立期間の国民年金保険料の納付を開始したとは考え難い。

さらに、加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和60年11月から61年9月までの保険料は既に時効が成立しており、納付することはできなかったと考えられる。

加えて、加入手続時期において、昭和61年10月から63年3月までの保険料は過年度納付することが可能であり、同年4月から同年10月までの保険料は現年度納付することが可能であったところ、A市によると、国民健康保険は被保険者宅を訪問して保険料の集金を行うこともあったが、国民年金については、同市において過年度保険料を取り扱うことは無く、現年度保険料は60年4月から金融機関での自主納付又は口座振替による納付であり、過年度及び現年度のいずれの保険料についても、同市役所の職員が被保険者宅を訪問して集金することはなかったとしていることから、申立人の主張する納付方法とは相違しており、これら納付が可能であった期間について、保険料を納付していたと推認することもできない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

申立期間は、昭和52年3月に大学を卒業し、1年ぐらいA市で家業の修行をした後、自宅で家族と共に家業を営んでいた時期である。家計を担当していた母親が、私の国民年金保険料を納付していた。私自身は、どのように納付していたかは知らないが、母親は、母親自身の保険料を納付していたのなら、私の保険料も一緒に納付していたはずだと言っている。申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、「申立人の保険料は、私の保険料と一緒に納付していたと思う。」とするのみで、納付時期、納付場所、納付金額等の記憶は無いとしていることから、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月7日にB市に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は同年6月頃に初めて行われ、この手続の際に、資格取得日を遡って52年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から53年3月までの期間については、この当時、国民年金に未加入となる上、申立人は、大学卒業後の約1年間、A市で家業の修行をしていたとしており、公簿によると、同年4月1日に同市からB市に転入したとされていることから、当該期間

について母親は、申立人の保険料を同市において現年度納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、前述のとおり、保険料納付状況の詳細は不明であり、B市では、過年度保険料は取り扱わなかったとしていることから、母親が同市で当該期間の保険料を過年度納付したとするまでの事情は見いだせない。

加えて、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの期間については、前述の申立人の加入手続時期（53年6月）を基準とすると、申立人は当該期間の保険料を現年度納付することは可能であったものの、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録の昭和53年度欄を見ると、空欄（未納）とされている。同名簿の検認記録の54年度欄を見ると、申立期間直後の54年4月から同年6月の保険料の納付日は、同年5月8日とされており、母親及び父親の納付日（同年5月4日）と異なっており、同年7月以降の保険料の納付日は同日とされていることから、申立人の保険料については、同年度から納付を開始したとも考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から56年3月まで

私が20歳(昭和45年*月)になった頃、自宅に来ていた集金人が国民年金加入手続を行ってくれ、加入後の国民年金保険料は、母親が父親の分と一緒に私の分も集金人に納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が20歳(昭和45年*月)になった頃、自宅に来ていた集金人が加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料は、月に数回、不定期に来ていた集金人に父親の分と一緒に納付していたとしているが、A市では、保険料の徴収方法は54年3月までは、3か月ごとに集金人(徴収員)による国民年金手帳を用いた印紙検認方式で、同年4月からは納付書方式(規則検認)であり、この納付書の発行は3か月ごとであったとしていることから、母親の申立人に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年10月頃にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って45年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、母親が申立人と父親の分の保険料を一緒に集金人に納付することはできなかつたものとみられる上、この手帳記号番号

払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年7月から54年6月までの保険料は時効により納付することはできず、同年7月から56年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、同市では、集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしているほか、申立人及びその母親は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時、自身と父親の保険料を一緒に集金人に納付していたことを示す資料として、「B 五五〇― C分 五五〇― 国年金 支払い済」と記載された封筒を提出している。この「五五〇―」は、昭和47年7月から48年12月までの保険料月額550円と一致しているところ、父親の国民年金手帳記号番号は36年5月頃に払い出されていることから、父親はこの頃には既に国民年金に加入しており、当該期間の保険料を納付することは可能であったものの、前述のとおり、申立人は、当該期間は国民年金に未加入であったことから、母親が申立人の保険料を父親の分と一緒に集金人に納付することはできなかったものとみられる上、この封筒には、納付年月日及び納付期間は記載されていない。このため、申立人が提出した封筒の記載内容をもって申立人の申立期間の保険料を納付していたものと推認することまではできない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録と同様に申立期間は未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年3月まで

昭和63年夏頃、免除期間の保険料を全額追納すれば、将来、年金が3分の1ではなく、全額支給されると聞いたので、妻がA市B区役所かC社会保険事務所(当時)に架電して保険料の追納の申出を行った。後日、送付された納付書により、申立期間の二人(夫婦)分の追納保険料を同社会保険事務所の窓口で納めた。その後、国民年金保険料を納めることは、国民健康保険料や税金と同じく、国民の義務であると理解し、65歳まで任意加入し、きちんと保険料を納付してきた。申立期間について、夫婦共に免除期間のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、当初、昭和63年夏頃に、妻がA市B区役所かC社会保険事務所に電話で申立期間の国民年金保険料の追納申出を行い、後日送付された納付書により、夫婦二人分の保険料30万円弱を同社会保険事務所の窓口で夫婦一緒に納付したとしていたが、聴取の過程において、30万円弱という保険料額は年金事務所で受けた説明を基に算出した額であり、保険料額は覚えていないと変更していることから、申立人夫婦の申立期間に係る保険料追納状況の記憶は曖昧である。

また、妻が申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の追納申出を行ったとする頃は、社会保険庁(当時)の年金記録管理業務のオンライン化が完了しており、追納申出が行われた場合、オンライン記録の追納記録欄に追納申出の詳細(追納申込期間、追納申込種別、追納申出年月日、金額及び納付期限)が記録され、追納用の納付書が送付されることとなるが、同記録において、申立人夫婦から申立期間の保険料の追納申出が行われた形跡は見当たらない。このため、

申立人夫婦に対して、申立期間の保険料を追納するための納付書が作成・送付されていたとは考え難い。

さらに、申立人夫婦共に、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は申請免除とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年3月まで

昭和63年夏頃、免除期間の保険料を全額追納すれば、将来、年金が3分の1ではなく、全額支給されると聞いたので、私がA市B区役所かC社会保険事務所(当時)に架電して保険料の追納の申出を行った。後日、送付された納付書により、申立期間の二人(夫婦)分の追納保険料を同社会保険事務所の窓口で納めた。その後、国民年金保険料を納めることは、国民健康保険料や税金と同じく、国民の義務であると理解し、きちんと保険料を納付してきている。申立期間について、夫婦共に免除期間のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、当初、昭和63年夏頃に、申立人がA市B区役所かC社会保険事務所に電話で申立期間の国民年金保険料の追納申出を行い、後日送付された納付書により、夫婦二人分の保険料30万円弱を同社会保険事務所の窓口で夫婦一緒に納付したとしていたが、聴取の過程において、30万円弱という保険料額は年金事務所で受けた説明を基に算出した額であり、保険料額は覚えていないと変更していることから、申立人夫婦の申立期間に係る保険料追納状況の記憶は曖昧である。

また、申立人が申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の追納申出を行ったとする頃は、社会保険庁(当時)の年金記録管理業務のオンライン化が完了しており、追納申出が行われた場合、オンライン記録の追納記録欄に追納申出の詳細(追納申込期間、追納申込種別、追納申出年月日、金額及び納付期限)が記録され、追納用の納付書が送付されることとなるが、同記録において、申立人夫婦から申立期間の保険料の追納申出が行われた形跡は見当たらない。この

ため、申立人夫婦に対して、申立期間の保険料を追納するための納付書が作成・送付されていたとは考え難い。

さらに、申立人夫婦共に、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は申請免除とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から8年3月まで

申立期間当時、私は、A市に下宿しており、20歳（平成5年*月）になった頃、母親に勧められ同市B区役所で国民年金の加入手続を行った。加入後、近くの郵便局で初めて納付した国民年金保険料の金額は、1万2,000円ぐらいだったことを覚えている。その後、納付した金額はよく覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（平成5年*月）になった頃、母親に勧められA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、加入後、近くの郵便局で初めて納付した保険料の金額は、1万2,000円ぐらいだったことを覚えているとしているところ、i) 加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付周期及び納付方法についてはよく覚えていないとしていること、ii) 加入手続後、申立期間当初の平成5年度の保険料月額は、1万500円であり、申立人が申立期間当初に納付したと記憶する保険料月額とは相違することから、申立人の申立期間に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持している制度共通の年金手帳（平成8年4月1日から使用。）の国民年金欄に記号番号の記載が無いこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとするA市において、申立期間に係る資格記録は存在しないことなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申

立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から4年8月まで

平成4年8月頃、母親が「今なら、20歳からの保険料を遡って支払えるから、加入して保険料納付した方がいい。」と言って、A町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、20歳からの保険料を遡ってまとめて納付してくれた。当時、自分では遡ってまとめて保険料を納付できなかったもので、母親が生活費から納付してくれたことをよく覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶はあるものの、加入手続時期、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、母親の申立人の加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年10月7日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って3年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日及び同町の国民年金資格記録情報の資格取得日とも符合する。このため、申立期間のうち、同年2月及び同年3月は、申立人は、学生及び第2号被保険者ではなかったとしていることから、第1号被保険者期間とみられるものの、当該期間については、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたこ

とをうかがわせる形跡が見当たらない上、この資格取得日を基準とすると、当該期間は国民年金に未加入となり、母親は、保険料を納付することはできないほか、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から4年8月までの保険料は時効により納付できなかったものとみられる。

さらに、申立人の納付記録を見ると、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、過年度納付することが可能な平成4年9月から6年3月までの保険料（19万3,900円）が同年10月21日にまとめて納付されていることが確認できることから、母親が加入手続を行い、遡ってまとめて納付したとする保険料は、当該期間の保険料であった可能性が高い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から8年6月まで

私は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、20歳（平成4年*月）になった頃、A市役所からだったと思うが、国民年金保険料の納付書が送られてくるようになった。この納付書で、同市役所の担当窓口で定期的に保険料を納付していた覚えがある。納付周期や申立期間を全て納付したかどうかまではよく覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った覚えは無いが20歳（平成4年*月）になった頃、A市役所からだったと思うが、送付されてきた納付書により申立期間の保険料を同市役所の担当窓口で定期的に納付したとしている。この申立内容から、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付したとする主張と思われるものの、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付対象期間についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市の申立人の国民年金資格表示の記録を見ると、資格取得日はオンライン記録と同様、平成4年*月*日（20歳到達時）とされており、届出日欄には「H4. 11. 16」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、同年11月16日に行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は納付することが可能であった。しかしながら、同市では、担当窓口で申立期間の保険料を納付することはできないとしていることから、申立人が主張する納付場所と相違するほか、オンライン記録によると、申立人に対して、10年3月10日に過年度納付書が作成・送付さ

れている。この過年度納付書作成時期を基準とすると、申立期間のうち、8年2月から同年6月までの期間の過年度納付書が作成・送付されたものとみられ、申立人の主張どおりに申立期間の保険料が現年度納付されていれば、この過年度納付書が作成・送付されることは無い上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した覚えは無いとしていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者情報確認リストの納付記録共に申立期間は未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から41年3月まで

私は、会社を退職（昭和40年9月）した後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所の窓口か町内会の集金の人に保険料を納付した。未納期間は無いものと思っていたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和40年9月）した後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所の窓口か町内会の集金の人に保険料を納付したとしているところ、加入手続時期、申立期間の保険料の納付方法、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月17日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日及び同市の国民年金被保険者名簿の資格取得日とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年7月まで

A社における申立期間の標準報酬月額の記録が、昭和38年3月から1万円に下がっていることに納得できない。入社してから給与が下がったことは絶対になかったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚55人のうち、申立期間に被保険者記録のある同僚は、38人いるが、そのうち22人（うち、女性12人）の標準報酬月額は、いずれも申立人と同様に申立期間当時に減額されており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

また、複数の同僚は、「当時、標準報酬月額が下がっていることについては不明。」と証言している。

さらに、A社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の事情を知る者もないと回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月頃から34年3月頃まで
年金記録を確認したところ、A社の記録が無いことが分かった。申立期間において、運転手としてB市にあった同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主、事務担当者、B市で営業していた会社数等についての申立人の記憶が、商業登記簿の記録及びA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言と一致しており、当該事務担当者も申立人を記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、A社に昭和35年11月1日より前に運転手として入社した。私が保管している同社の給与明細書によると、同日より前は厚生年金保険料が控除されていない。」と証言している。

さらに、A社の現在の事務担当者は、「大津波で資料が全部流されたため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。また、申立期間当時のA社について知っている者は社内にはいない。」と回答しており、上述した同社の申立期間当時の事務担当者は、50年以上前の話であるので、当時のことはよく覚えていない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社に平成20年4月30日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された退職証明書により、申立人は、平成20年4月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から一旦控除されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された「振込・振替取引結果照会」、「平成20年分所得税源泉徴収簿」及び同社の取引銀行から提出された「お取引明細表」により、平成20年6月13日付けで、申立人の銀行口座に当該控除された厚生年金保険料が返金されていることが確認できる。

また、A社は、「社会保険事務所（当時）に、退職日を資格喪失日として届け出たので、一旦控除した厚生年金保険料を申立人に返金した。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7192（事案6813の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

A社における標準報酬月額が、私の記憶より低い上、給与が下がったことは無いのに減額されているのは不自然であるので、同社における標準報酬月額の記録を訂正してほしい旨申立てをしたところ、平成23年11月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、申立期間を標準報酬月額が下がった期間に限定した上で、新たな資料として「年金額仮計算書」を提出する。標準報酬月額と標準賞与額の月別状況等の資料を同僚に書面で照会すれば、当時の右肩上がりの社会情勢からみて、標準報酬月額が下がっているのはおかしいという新たな情報が得られると思うので、再度調査して、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社において申立人と同一職種かつ同一資格取得日の同僚の標準報酬月額は、申立期間において申立人とほぼ同額とされており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらないこと、ii) 複数の同僚は、自分の標準報酬月額の記録が不自然であるとは思っていない旨証言していること、iii) 同社が昭和44年6月1日に加入したB厚生年金基金の記録によると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、iv) 同社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できないこと、v) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン

記録には、申立人の標準報酬月額が遡及して減額訂正された形跡は認められないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「今回、申立期間を標準報酬月額が下がった期間に限定した上で、新たな資料として「年金額仮計算書」を提出する。標準報酬月額と標準賞与額の月別状況等の資料を同僚に書面で照会すれば、当時の右肩上がりの社会情勢からみて、標準報酬月額が下がっているのはおかしいという新たな情報が得られると思う。」と主張し、再度の申立てを行っている。

しかしながら、申立人から新たに提出された「年金額仮計算書」は、日本年金機構においてオンライン記録を訂正する際に仮計算した際の計算書であり、これに基づき標準報酬月額が既に訂正された期間は、今回の申立期間には含まれていない。

また、申立人の標準報酬月額が低下している期間について、同僚に書面で照会したところ、「申立人の給与がどのようになっていたかは知らない。」「基本給の変動は無くても、残業手当等の変動はあったと思われ、標準報酬月額の決定方法によって、変動が生じてしまったのではないか。」と回答している上、オンライン記録によると、A社における複数の同僚の標準報酬月額についても、申立人と同様に低下している期間が確認できることから、申立人の主張する調査では、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は得られなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月から6年9月までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成6年10月から9年9月までの期間について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から9年9月まで

申立期間において53万円以上の給与を支給されていたが、標準報酬月額は30万円と記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年6月から6年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、5年6月から同年12月まで、当初、53万円と記録されていたところ、6年1月31日付けで、5年6月1日に遡って30万円に減額され、その後、同額で継続していることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた当時、同社の取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「遡及訂正処理があった事実について記憶は無い。A社は、親族の会社なので、肩書きとしての取締役であった。」と主張しているものの、i) A社に係る商業登記簿により、申立人は、申立期間より前の期間において父親と共に同社の代表取締役を務めていたことが確認できること、ii) 複数の従業員が「当時は申立人を会長と呼び、給与の減額について申立人から説明を受けた。」と証言していること等から判断して、申立人が当該遡及訂正処理について一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の平成5年6月から6年9月までの標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成6年10月から9年9月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理において30万円と記録されているが、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、当該期間当時の代表取締役は、「給与計算等の事務をB会計事務所に任せていたかもしれない。」と証言しているところ、B会計事務所も、当時の資料は全てA社に返却したので保管していない旨回答していることから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月30日から47年1月1日まで
② 平成11年3月28日から同年4月1日まで

申立期間①については、A社(現在は、B社)に昭和46年12月末日まで在籍したので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、C社に平成11年3月末日まで在籍したので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の現在の事業主(当該期間においてA社に勤務していない人物)の証言から判断して、申立人が当該期間においてA社又はD社(現在は、B社)に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様にA社において昭和46年12月30日に被保険者資格を喪失し、D社において47年1月5日に被保険者資格を取得している同僚が二人確認できるところ、いずれも連絡が取れないため、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①当時のA社及びD社の事業主(同一人物)は、既に死亡している上、申立人が名前を挙げる両社の給与担当者も、既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金の記録によると、申立人の同社における資格喪失日は、昭和46年12月30日とされており、当該資格喪失日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

申立期間②については、申立人から提出された平成11年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人のC社における退職年月日は、同年3月27日と記載されている上、雇用保険の記録によると、申立人は、同社を同年3月27日に離職しており、当該退職日及び離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

また、上述の源泉徴収票によると、C社での支給金額としては、給与額の3か月分が記載されているものの、社会保険料等の金額としては、厚生年金保険料及び健康保険料の2か月分が記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において健康保険の任意継続被保険者として保険料を納付していることが確認できる上、当該期間に係る国民年金保険料も現年度納付していることが確認できる。

加えて、C社は、既に解散しており、申立期間②当時の社会保険事務の担当者は、「当時の書類を保管していないため詳細は不明。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

私は、A社の立ち上げから倒産まで正社員として継続して勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役が「申立人は、A社の立ち上げから倒産近くまで社員として勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によれば、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記の元取締役は、「申立期間当時、私は、国民年金に加入していたので、A社は、厚生年金保険に入っていなかったと思う。」と証言しており、オンライン記録によると、当該元取締役が申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本により、A社は、昭和54年12月*日に解散していることが確認できる上、元事業主の連絡先が明らかでないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7196（事案164の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年2月まで
前回の決定について納得できない。新たに提出できる資料は無いが、A社が法人に変わった後の昭和43年4月から厚生年金保険に加入しており、同社の給料支払明細書でも、厚生年金保険料は控除されていた。申立期間について、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額は、当時の厚生年金保険料率から算出した額に比べて著しく低額であり、厚生年金保険料として控除されていたとは認め難いこと、ii)源泉徴収票の社会保険料の金額欄に記載されている金額は、給料支払明細書に記載されている健康保険料控除額に近似した金額となっていること、iii)オンライン記録によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間から20年以上後の平成9年7月24日であることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、20年7月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果には納得できない。」と主張し再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、事業主の妻は、「申立人の給料支払明細書の厚生年金欄に記載されている金額は、当時、B生命保険で加入していた生命保険料である。」と証言しているところ、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、源泉徴収票の生命保険料控除額と一致している。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年8月まで

私は、申立期間においてA社で組立作業に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が当社に在籍した記録は無い。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間の前後にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち、連絡先が判明した10人に照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

さらに、A社は、「当社に勤めていた人であれば、アルバイトは除いて正社員、臨時社員及びパート社員のいずれも入社当初から社会保険に加入させていた。また、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の加入手続は、併せて行っていた。」と回答しているところ、申立人については、B健康保険組合における加入記録は無く、同社に係る雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A社は既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。

給与支払明細書等を提出するので、計算の基礎となる期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与支払明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「最初の1か月間は試用期間として、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

また、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

なお、A社は、申立人から相談を受け、申立期間について厚生年金保険料を控除していないことを承知していたが、働いていたことは間違いないので、申立人の希望どおり、資格取得日を平成18年7月1日から同年6月1日に訂正する旨届け出たと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月19日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、同社に継続して勤務していたので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の同僚及び申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社は、営業系の職種の人について、業務委託契約を締結していた時期があった。」と証言している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和46年3月1日）に被保険者資格を取得している同僚32人のうち、9人に被保険者記録の欠落がみられるところ、当該9人のうち、7人は、いずれも申立人と同職種であり、このうち、申立人と同日に被保険者資格を喪失及び再取得している同僚については、オンライン記録により、被保険者記録が欠落している期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者資格の再取得日（昭和46年8月1日）に近接する同年8月2日に、雇用保険被保険者資格を取得しており、同日以前の雇用保険の記録は無いところ、上述の厚生年金保険の被保険者記録に欠落がみられる複数の同僚についても、同社における雇用保険被保険者資格の取得日が厚生年金保険被保険者資格の再取得日とほぼ

一致していることが確認できる。

加えて、A社は、「申立期間における関係資料の保存は無いので、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年6月まで

申立期間について、正社員としてA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる経理担当者及び連絡先の判明した同僚が、申立人を記憶していることから、申立人は、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、事業主も既に死亡している上、事業主の親族は、「申立期間当時の資料は無いため分からない。」と回答していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、A社の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月17日から39年2月1日まで
② 昭和40年8月25日から43年5月24日まで
③ 昭和43年7月1日から44年12月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、脱退手当金を受給しているとのことであった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、当該裁定請求書には、申立人の当時の住所、申立期間の事業所名及び申立期間に係る最終事業所の所在地が記載されているほか、当該裁定請求書及び支給決定何によれば、当該裁定請求書は、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年1月23日に社会保険事務所（当時）において受付され、約3か月後の同年4月21日に支給決定されていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。